

岐阜県公報

目次 訓令 甲

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課)

ページ
一

号外(三) 平成二十二年十一月三十日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第三十一号

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。
別表第二一(一)中、「昭和五十六年内閣告示第一号」を、「平成二十二年内閣告示第二号」
に改め、同表二(一)中、「彼」を、「俺 彼 誰」に改め、同表二(二)本文の例を次のよう
に改める。

例(副詞)

余り 至つて 大いに 恐らく 概して 必ず 必ずしも 辛うじて
極めて 殊に 更に 実に 少なくとも 少し 既に 全て 切に
大して 絶えず 互いに 直ちに 例えば 次いで 努めて 常に 特
に 突然 初めて 果たして 甚だ 再び 全く 無論 最も 専ら
僅か 割に

(連体詞)

明くる 大きな 来る 去る 小さな 我が(国)

別表第二二(三)の例を次のように改める。

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日相当るときは翌日)

平成二十二年十一月三十日

例 御案内(御+案内) 御挨拶(御+挨拶) (しもつとも)(こ+もつとも)
 別表第三二(七)の例を次のように改める。

例 ある(その点に問題がある) (いる)(こに)関係者がいる (こと)許
 可しない(こと)がある (できる)だれでも利用ができる (とあり)次
 のとおりである (とき)事故のときは連絡する (ところ)現在のと
 ころ差し支えない。(とも)説明する(とも)意見を聞く。(ない)欠
 点がない。(なる)合計すると一万円になる。(ほか)そのほか、特
 別の場合を除く(ほか) (もの)正しいものと認める。(ゆえ)一部の反
 対のゆえにはかどらない。(わけ)賛成するわけにはいかない。(・・・
 かもしれない)間違いかもしれない。(・・・)てあげる(図書)を貸してあ
 げる。(・・・)ていく(負担)が増えていく。(・・・)ていただく(報告
 して)いただく。(・・・)ておく(通知)しておく。(・・・)てくださ
 い(問題)を話してください。(・・・)てくる(寒)くなつてくる。(・・・)て
 しまつ(書いて)しまつ。(・・・)てみる(見て)みる。(・・・)てよい(連
 絡)してよい。(・・・)にすぎない(調査)だけにすぎない。(・・・)につ
 いて(これ)について考慮する。(

別表第三一(通則1)の例外(三)中「脅かす(おびやかす)」を「脅かす(おびやかす) 関
 わる」に改め、同表三二(通則3)例外(一)中「幸せ」を「幸せ」全てに改め、同表三二(通
 則6)本則(二)中「手続」を「手続 問合せ」に、「払渡済み」を「払渡済み 貼付け」に改
 め、同表三二(通則7)中「植木(進退)(伺い)」を「植木 (進退)(伺)に、「売
 行」を「売出發行」に、「貸倒 引当金」を「貸倒引当金」に、「繰上 償還」を「繰上
 償還」に、「繰延 資産」を「繰延資産」に、「月掛 貯金」を「月掛貯金」に、「留置 電
 報」を「留置電報」に改め、同表三付表の語(二)中「五月晴れ」を削り、別表第三付表
 の語(一)中「棧敷」を「棧敷」に改める。

附則
 この訓令は、平成二十二年十一月三十日から施行する。

平成二十二年十一月三十日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一
 発行所 岐阜県庁

岐阜市数田南一丁目一番一
 岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ

バイ・オール・テクノセンター